

群馬県国民健康保険団体連合会



あけましておめでとうございます。 本年もよろしくお願いいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会

ケアプランデータ連携システムについて

1 概要について

ケアプランデータ連携システムとは、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報(予定・実績)をデータ連携するシステムです。

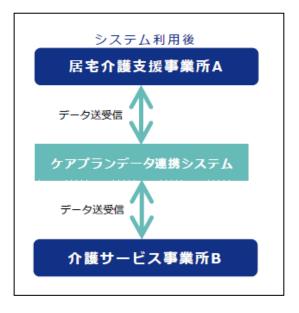
ケアプラン(提供票)をデータで送受信できる ようになり、業務の負担軽減に繋がります。

サービス提供票や居宅サービス計画書など、 手書き・印刷し、FAX や郵送などでやりとりし ていた書類をシステム上でデータの送受信がで きるようになり、業務負担軽減が期待できます。

2 システムの利用にあたって

介護事業所が利用するためには、以下のよう な準備が必要となります。

- (1) 利用申請する前の確認事項
 - ・介護ソフトがケアプランデータ標準仕様に対応しているか
 - ・送受信する相手側もケアプランデータ連携システムを利用しているか
- (2)システム利用時に必要となるもの
 - システム環境 PC (Windows10以上)、インターネット環境
 - ・電子請求システム用 ID・パスワード
 - ・電子証明書 or ケアプラン証明書
- (3) 利用の費用
 - ライセンス料 年間 21,000円



- 3 サポートサイト・コールセンターについて
- (1) ヘルプデスクサポートサイト https://www.carepian-renkei-support.jp/
 - システム利用申請やアプリケーションのダウンロードのリンクを掲載
 - ケアプランデータ連携システムに関する最新のお知らせのご案内、説明資料や プロモーション動画を掲載
 - 連携可能な介護ソフト一覧(ベンター試験完了企業一覧)は、サポートサイト ページにあります。
 - ヘルプデスクサポートサイト→「メニュー」→「介護サービス事業所の皆さまへ」の順にクリックし、表示されたページの下部にありますので、スクロールしてご覧ください。
- (2) コールセンター
 - 介護事業所様からのさまざまなご質問やご要望に対応するために、コールセンターを開設しています。
 - コールセンター(ヘルプデスク)へのお問い合わせ TEL 0120-584-708受付時間 9:00~17:00(土日祝日は除く)

介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する 省令に規定されています。

1 請求期限について

インターネット請求 毎月10日の23時30分となります。

(土日祝日も同様)

媒体請求及び紙請求 毎月10日の17時00分必着となります。

(10日が土日祝日に当たる場合、前営業日)

2 請求漏れについて

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総計町335番地の8

群馬県市町村会館2階

群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護保険係)

TEL 027-290-1319(直通)

FAX 027-255-5077

受付時間 $8:30 \sim 17:15(12:00 \sim 13:00$ を除く) *17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ https://www.gunmakokuho.or.jp

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会

